



本社機能の移転に対する県税の課税免除措置の創設

〔認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って整備される
特定業務施設に係る県税の課税免除又は不均一課税〕

移転型事業については、県税の課税免除措置に改正(改正前 不均一課税措置)されました。

認定地域再生計画

(青森地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト)

○ 対象事業・地域

	移転型事業	拡充型事業
事業内容	東京23区から県内に 本社機能を移転	県内にある本社機能を拡充または 東京23区以外の地域から県内に 本社機能を移転
対象地域	県内全市町村の一部区域	県内37市町村の一部区域 【津軽地域】17市町村(今別町を除く) 【県南地域】20市町村(佐井村・新郷村を除く)

○ 対象施設(特定業務施設)

事務所	調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門 その他管理業務部門
研究所	事業者による研究開発において重要な役割を担うもの
研修所	事業者による人材育成において重要な役割を担うもの

※特定業務施設は、事業者の事業や業務を管理、統括、運営している業務施設をいい、登記簿上の「本店」であるという形式的判断ではなく、実際に本社機能を有している業務施設をいいます。

課税免除・不均一課税の要件

①	平成32年3月31日までに、県から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(特定業務施設整備計画)の認定を受けていること
②	特定業務施設整備計画の認定を受けてから2年以内に、特定業務施設の用に供する減価償却資産を新增設すること
③	減価償却資産の取得価額が3,800万円以上(中小事業者・企業者は1,900万円以上)であること



県税の軽減措置

	移転型事業	拡充型事業
個人事業税 法人事業税	課税免除 (3年間)	
不動産取得税	課税免除 (取得時)	不均一課税 (通常税率の1/10(取得時))
県固定資産税 (大規模償却資産分)	課税免除 (3年間)	不均一課税 (通常税率の1/10(1年目)、1/3(2年目)、2/3(3年目))

その他の支援制度

① オフィス減税(所得税、法人税)	建物等の取得価額に対する特別償却または税額控除
② 雇用促進税制(所得税、法人税)	特定業務施設の当期増加雇用者に対する税額控除
③ 債務保証(中小企業基盤整備機構)	独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証
④ 設備投資に対する補助金 (青森県産業立地促進費補助金)	誘致企業の本社機能移転のために行う設備投資に対する補助(対象:設備投資5,000万円以上、新規雇用5人以上)
⑤ 新規雇用に対する奨励金 (県:本社機能移転雇用拡大事業)	誘致企業の本社機能移転に伴う新規常用雇用に対する奨励金(対象:新規雇用2人以上)
⑥ 従業員・家族の転入に対する補助金 (県:転入経費助成事業)	誘致企業の本社機能移転に伴う従業員等の県外からの転居費用に対する補助(対象:転入世帯数2以上)

①についてはお近くの税務署、②についてはお近くのハローワークと税務署、③については中小企業基盤整備機構、④～⑥については青森県産業立地推進課・立地推進グループ(017-734-9381)にお問い合わせください。

県税の軽減措置については、お近くの地域県民局県税部までお問い合わせください。

東青地域県民局県税部	(代)017-722-1111 内6610・6614 (直)017-734-9972・9973	〒030-8530 青森市新町二丁目4-30 青森県庁舎北棟1階
中南地域県民局県税部	(代)0172-32-1131 内278・327 (直)0172-32-4341	〒036-8345 弘前市蔵主町4 弘前合同庁舎内
三八地域県民局県税部	(代)0178-27-5111 内208・235 (直)0178-27-4455	〒039-1101 八戸市尻内町鴨田7 八戸合同庁舎内
西北地域県民局県税部	(代)0173-34-2111 内208・212 (直)0173-34-3141	〒037-0046 五所川原市栄町10 五所川原合同庁舎内
上北地域県民局県税部	(代)0176-22-8111 内207 (直)0176-23-4241	〒034-0093 十和田市西十二番町20-12 十和田合同庁舎内
下北地域県民局県税部	(代)0175-22-8581 内208 (直)0175-22-3105	〒035-0073 むつ市中央一丁目1-8 むつ合同庁舎内

県税・市町村税インフォメーション

<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>

H30.12.14